

躍動・鼓動・感動 「にぎわいふたば夢づくり」をめざして



にぎわいふたば 地域ダイバーシティ 推進委員会

広野町委員 新田 八代江
根本 千恵子

第1回

私たちが参加している委員会の紹介をさせていただきます。私たち委員会は、双葉郡内各町村より2名ずつ選出された16名の委員に加えコーディネーターの東日本国際大学大川教授で構成され、双葉地方広域市町村圏組合が事務局を務める委員会です。

この委員会の目的は、双葉地方全体を「ふたば地域」というブランドとしてとらえ、地域力を発揮することによって「にぎわいふたば夢づくり」をするための具体的な方策を創り出すことにあります。

そのため、平成18年度には、地域の資源、すなわち人、物、自然、文化、歴史、イベントなど地域社会に存在している全てのものが持つ個々の魅力を総合力として最大限に活かすために、足元を見つめ直すことからはじめ、その成果は既に報告書としてまとめてあります。

平成19年度は、提言された事業を具体化するための検討を進めていきますが、その活動状況を適宜発信していきたいと考えております。

皆さんの声を 町政に！

町では、町民の皆さんと行政の協働による「まちづくり」を推進するため、町政に対する御意見、御提案等の「町民の声」を募集します。

皆さんから寄せられた「町民の声」は、貴重な御意見・御提案として今後の行政運営に反映させていただきたいと考えています。

提出方法

- ①郵便 ②ファクシミリ ③電子メール
- ④直接持参（役場1階総合案内窓口）

様式

書式は定めてありますが、任意様式でも結構です。
用紙は役場1階総合案内窓口にありますのでご利用ください。
なお、提出者は住所及び氏名を必ず明記してください。

回答

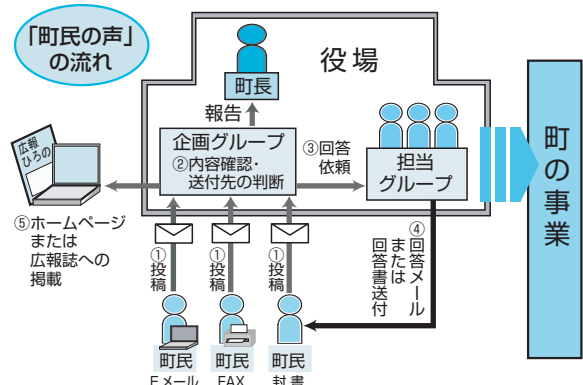
内容にもよりますが、速やかに回答いたします。なお、回答処理に2週間以上の時間を要する場合は、提出者に「回答遅延通知書」により通知いたします。
また、内容の趣旨が不明なもの及び誹謗中傷等については回答いたしません。

公表

お寄せいただいた意見、提案等は町ホームページ及び広報ひろので公表します。但し、提出者の住所及び氏名は公表しません。

提出先及びお問い合わせ先

〒979-0402 広野町大字下北迫字苗代替35番地
広野町役場総務課企画グループ「町民の声」担当宛
TEL 0240-27-2114（直通）
FAX 0240-27-4167
Eメール kikaku@town.hirono.fukushima.jp
ホームページ <http://www.town.hirono.fukushima.jp>



6月20日から建築確認・検査の手続きが変わりました

一昨年11月に発覚した構造計算書偽装事件のような問題を二度と起こさないよう、「建築確認・検査の厳格化」を大きな柱とする建築基準法等の一部改正が行われ、去る6月20日より施行されています。

1、建築確認・検査の厳格化の概要

(1) 構造計算適合性判定制度の導入
高度な構造計算を行う建築物については、第三者機関による構造審査が義務付けられました。

(2) 審査期間の延長

構造計算適合性判定制度の導入等に伴い、建築確認の審査期間が延長されました。(21日間↓35日間、ただし、詳細な構造審査を要する場合には最大で70日間)

(3) 指針に基づく厳格な審査の実施

従来、審査段階での補正が幅広く認められてきましたが、軽微な不備を除き、設計図書に法令に適合しない箇所や不整合な箇所がある場合には、再申請を求めるところとなりました。

2、建築主の皆様へのお願い

① 設計条件や要求事項について、設

計者と事前に綿密に打合せを行い、意匠・構造・設備の整合性のとれた設計図書により確認申請を行ってください。

② 設計図書の作成や確認申請の手続きに必要な期間を考慮して、できるだけ余裕のあるスケジュールを設定してください。

③ 設計内容の変更を行う場合は、軽微な変更を除き、計画変更の確認の手續が必要となりますので、当初の建築確認申請の段階で設計内容を十分に詰めておくとともに、設計内容の変更を検討する場合は、工事のスケジュールへの影響について十分に留意してください。

建築確認・検査は、建築物の安全を確保するための重要な手續で、直接には、設計者や工事施工者の方々が対応されるものと思われませんが、これらの手續が円滑に行われるためには、建築主の皆様の理解が必要不可欠です。

富岡消防署からの
お知らせ

秋季全国火災予防運動

11月9日
～11月15日

寒さが日増しに強まり、ストーブなどの暖房器具が欠かせない季節となりました。そこで、11月9日からの1週間、秋季全国火災予防運動を実施いたします。火災原因の多くは、火を取り扱う人のちょっとした不注意によるものです。下記の7つのポイントを確認し、住宅防火に努めましょう。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント ～3つの習慣・4つの対策～

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



【皆さんはもう知っていますか？】

住宅用火災警報器を平成23年5月31日までに設置することが定められています。皆さんの家族を火災から守るために早期設置に努めて下さい。

平成23年5月31日まで 残り 1,307日 (11月1日現在)

■お問い合わせ

●富岡消防署
☎ 22 - 2119

●楢葉分署
☎ 25 - 2119

●川内出張所
☎ 38 - 2119